

平成20年9月

滋賀県議会定例会議案

目 次

		頁
議第156号	平成20年度滋賀県一般会計補正予算（第3号）	1
議第157号	平成20年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算 （第1号）	13
議第158号	平成20年度滋賀県公債管理特別会計補正予算（第1号）	16
議第159号	平成20年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）	18
議第160号	平成20年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	23
議第161号	平成20年度滋賀県上水道供給事業会計補正予算（第1号）	25
議第162号	マザーレイク滋賀応援寄附条例案	27
議第163号	滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改 正する条例案	29
議第164号	滋賀県収入証紙条例の一部を改正する条例案	30
議第165号	滋賀県興行場法施行条例の一部を改正する条例案	31
議第166号	滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案	32
議第167号	滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案	34
議第168号	平成19年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求 めることについて	35
議第169号	平成19年度滋賀県病院事業会計決算の認定を求めることについて	36
議第170号	平成19年度滋賀県工業用水道事業会計決算の認定を求めることについ て	37
議第171号	平成19年度滋賀県上水道供給事業会計決算の認定を求めることについ て	38
議第172号	権利放棄につき議決を求めることについて	39
議第173号	県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を 定めることにつき議決を求めることについて	40
議第174号	国および県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担 すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて	44
議第175号	流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定 めることにつき議決を求めることについて	46
議第176号	滋賀県土地開発公社定款の変更につき議決を求めることについて	48

議第156号

平成20年度滋賀県一般会計補正予算（第3号）

平成20年度滋賀県の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 575,503千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 494,954,808千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加および変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
8 分担金及び負担金		千円 4,249,697	△ 千円 108,128	千円 4,141,569
	1 分担金	2,053,826	△ 39,592	2,014,234
	2 負担金	2,195,871	△ 68,536	2,127,335
9 使用料及び手数料		8,609,164	5,000	8,614,164
	3 証紙収入	2,345,859	5,000	2,350,859
10 国庫支出金		48,757,489	△ 778,811	47,978,678
	1 国庫負担金	35,599,831	△ 292,574	35,307,257
	2 国庫補助金	12,175,067	△ 493,447	11,681,620
	3 委託金	982,591	7,210	989,801
11 財産収入		5,758,670	935	5,759,605
	1 財産運用収入	718,779	935	719,714
13 繰入金		16,556,828	694,099	17,250,927
	2 基金繰入金	14,974,906	694,099	15,669,005
15 諸収入		35,321,962	498,202	35,820,164
	3 貸付金元利収入	27,304,292	467,911	27,772,203
	4 受託事業収入	790,537	6,046	796,583
	7 雑入	2,588,217	24,245	2,612,462
16 県債		71,900,500	△ 886,800	71,013,700
	1 県債	71,900,500	△ 886,800	71,013,700
歳入合計		495,530,311	△ 575,503	494,954,808

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 政策調整費		千円 8,800,736	千円 88,158	千円 8,888,894
	1 企画調整費	8,188,516	88,158	8,276,674
4 県民文化生活費		6,498,775	△ 11,856	6,486,919
	1 県民生活費	2,861,328	△ 17,213	2,844,115
	2 文化費	2,746,870	5,357	2,752,227
5 琵琶湖環境費		16,781,913	△ 62,608	16,719,305
	1 水政費	2,760,729	△ 45,061	2,715,668
	2 環境費	3,029,285	△ 8,972	3,020,313
	3 下水道費	3,580,159	△ 47,320	3,532,839
	4 森林林業費	7,411,740	38,745	7,450,485
6 健康福祉費		67,634,379	73,853	67,708,232
	1 社会福祉費	28,893,737	28,741	28,922,478
	2 児童福祉費	12,701,884	44,265	12,746,149
	5 公衆衛生費	19,783,367	△ 3,900	19,779,467
	6 生活衛生費	1,188,411	616	1,189,027
	8 医薬費	2,206,569	4,131	2,210,700
7 商工観光労働費		26,583,511	461,701	27,045,212
	2 中小企業費	17,975,497	461,701	18,437,198
8 農政水産業費		18,980,856	△ 327,889	18,652,967
	2 畜産業費	1,065,514	5,955	1,071,469
	3 農地費	12,807,111	△ 347,444	12,459,667

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 水産業費	千円 1,163,883	千円 13,600	千円 1,177,483
9 土木交通費		54,799,063	△ 1,473,752	53,325,311
	1 土木交通管理費	8,288,813	△ 27,060	8,261,753
	2 道路橋りょう費	27,853,091	△ 716,642	27,136,449
	3 河川費	8,725,510	△ 527,280	8,198,230
	4 港湾費	565,273	15,480	580,753
	5 砂防費	4,796,558	1,368	4,797,926
	6 都市計画費	1,237,054	△ 115,754	1,121,300
	7 公園費	739,680	76	739,756
	8 建築費	1,056,693	△ 101,317	955,376
	9 住宅費	1,536,391	△ 2,623	1,533,768
10 警察費		36,644,404	△ 9,683	36,634,721
	1 警察管理費	33,886,485	△ 2,220	33,884,265
	2 警察活動費	2,757,919	△ 7,463	2,750,456
11 教育費		131,072,129	△ 19,999	131,052,130
	7 社会教育費	1,741,927	△ 19,999	1,721,928
12 災害復旧費		708,965	16,572	725,537
	3 土木交通施設災害復旧費	612,895	16,572	629,467
14 諸支出金		30,540,400	690,000	31,230,400
	2 諸支出金	1,650,000	690,000	2,340,000
歳出合計		495,530,311	△ 575,503	494,954,808

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
9 土木交通費	3 河川費	補助河川災害関連事業費	73,000 ^{千円}
12 災害復旧費	3 土木交通施設災害復旧費	補助土木施設災害復旧事業費	295,000
合 計			368,000

議第156号
平成20年度滋賀県一般会計補正予算(第3号)

第3表 債務負担行為補正

1 追加

番号	事 項	期 間	限 度 額
86	滋賀県土地開発公社公共用地先行取得事業資金借入債務保証	平成20年度から平成21年度まで	事業資金として、金融機関から借入れた金額のうち償還してもなお債務がある場合、2,725,000千円およびその借入期間中の利息相当額の合計額の範囲内でその債務を保証する。
87	クリーンセンター滋賀整備事業 (南土山甲賀線)	平成21年度	250,000千円
88	滋賀県土地開発公社国直轄河川事業関連用地先行取得資金借入債務保証	平成20年度から平成21年度まで	事業資金として、金融機関から借入れた金額のうち償還してもなお債務がある場合、2,800,000千円およびその借入期間中の利息相当額の合計額の範囲内でその債務を保証する。
89	補助道路改築事業 (国道307号) (長野バイパス)	平成21年度	20,000千円
90	補助道路改築事業 (国道367号) (葛川バイパス)	平成21年度	110,000千円
91	補助道路改築事業 (国道422号) (大石東バイパス)	平成21年度	90,000千円
92	補助道路改築事業 (大津信楽線)	平成21年度	200,000千円
93	補助道路特殊改良事業 (国道367号) (途中谷バイパス)	平成21年度	120,000千円
94	補助道路特殊改良事業 (国道422号)	平成21年度	80,000千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
95	補助特定交通安全施設整備事業 (井口高月線)	平成21年度	30,000千円
96	補助特定交通安全施設整備事業 (西浅井マキノ線)	平成21年度	45,000千円
97	緊急地方道路整備事業 (国道477号 必佐バイパス)	平成21年度	100,000千円
98	緊急地方道路整備事業 (小浜朽木高島線)	平成21年度	48,000千円
99	緊急地方道路整備事業 (下鳴大津線)	平成21年度	80,000千円
100	緊急地方道路整備事業 (木之本長浜線)	平成21年度	46,000千円
101	緊急地方道路整備事業 (杉本余呉線)	平成21年度	20,000千円
102	緊急地方道路整備事業 (彦根米原線)	平成21年度	30,000千円
103	緊急地方道路整備事業 (柑子塩野線)	平成21年度	30,000千円
104	補助広域河川改修事業 (愛知川)	平成21年度	70,000千円
105	補助広域河川改修事業 (葉山川)	平成21年度から 平成26年度まで	2,500,000千円
106	補助広域河川改修事業 (長命寺川)	平成21年度	20,000千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
107	補助広域河川改修事業 (日 野 川)	平成21年度	320,000千円
108	補助広域河川改修事業 (八 日 市 新 川)	平成21年度	190,000千円
109	補助情報基盤緊急整備事業	平成21年度	20,000千円
110	補助通常砂防事業 (貫 井 川)	平成21年度	20,000千円
111	補助通常砂防事業 (後 谷)	平成21年度から 平成23年度まで	160,000千円
112	補助通常砂防事業 (宮 川)	平成21年度	60,000千円
113	補助通常砂防事業 (和 倉 谷)	平成21年度	65,000千円
114	補助急傾斜地崩壊対策事業 (貫 井 地 区)	平成21年度	60,000千円
115	補助急傾斜地崩壊対策事業 (三 上 2 号 地 区)	平成21年度	30,000千円
116	補助急傾斜地総合流域防災事業 (田 部 地 区)	平成21年度から 平成22年度まで	120,000千円
117	補助急傾斜地総合流域防災事業 (角 川 地 区)	平成21年度	60,000千円
118	総合運転者管理システム等改修 業務	平成21年度	4,000千円

2 変 更					
番号	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
20	県営かんがい排水事業	平成21年度	680,000千円	平成21年度	804,200千円
21	県営経営体育成基盤整備事業	平成21年度	220,000千円	平成21年度	252,000千円
24	県営農地防災事業	平成21年度	45,000千円	平成21年度から 平成23年度まで	1,345,000千円
25	補助道路改築事業 (国道 365 号)	平成21年度から 平成22年度まで	350,000千円	平成21年度から 平成24年度まで	4,200,000千円
34	緊急地方道路整備事業 (大津能登川長浜線)	平成21年度	110,000千円	平成21年度	150,000千円
38	緊急地方道路整備事業 (草津守山線)	平成21年度	200,000千円	平成21年度	260,000千円
67	補助急傾斜地崩壊対策事業 (草野地区)	平成21年度	60,000千円	平成21年度から 平成22年度まで	80,000千円
71	補助砂防障害防止対策事業 (天川ダム)	平成21年度	76,993千円	平成21年度	82,089千円

第4表 地方債補正

変 更		
起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
林 道 事 業 費	141,100 ^{千円}	139,300 ^{千円}
県営かんがい排水事業費	405,800	363,300
県営経営体育成基盤整備事業費	390,100	406,500
県営農道整備事業費	53,200	43,500
県営中山間地域総合整備事業費	167,300	158,200
県営農地防災事業費	190,700	152,700
道路改築事業費	1,388,500	1,326,500
踏切除却事業費	330,000	300,000
道路特殊改良事業費	425,000	285,000
道路災害防除事業費	111,000	161,000
防 雪 事 業 費	16,000	—
特定交通安全施設整備事業費	536,500	688,500
臨時県道整備事業費	7,581,900	7,348,500
地方特定道路整備事業費	195,000	194,100
単独道路改良事業費	907,700	896,100
広域河川改修事業費	779,000	861,500
総合流域防災事業費	1,465,000	1,466,000
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業費	765,000	585,000
直轄河川事業費	810,000	442,800
通常砂防事業費	627,000	702,500

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
直轄砂防事業費	64,200 ^{千円}	70,500 ^{千円}
急傾斜地崩壊対策事業費	249,300	193,000
単独急傾斜地崩壊対策事業費	162,900	122,900
都市計画街路事業費	185,200	147,600
補助土木施設災害復旧事業費	175,600	181,200
計	71,900,500	71,013,700

議第157号

平成20年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度滋賀県の母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 261,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 3,985	千円 32,000	千円 35,985
	1 一般会計繰入金	3,985	32,000	35,985
2 繰越金		87,375	△ 39,000	48,375
	1 繰越金	87,375	△ 39,000	48,375
4 県債		—	64,000	64,000
	1 県債	—	64,000	64,000
歳入合計		204,400	57,000	261,400
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 健康福祉費		千円 204,400	千円 57,000	千円 261,400
	1 母子および寡婦福祉資金貸付事業費	204,400	57,000	261,400
歳出合計		204,400	57,000	261,400

第2表 地 方 債

議第157号 平成20年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	千円 64,000	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第37条第2項、第4項および第6項に定めるところによる。
計	64,000			

議第158号

平成20年度滋賀県公債管理特別会計補正予算(第1号)

平成20年度滋賀県の公債管理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 811,518千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 106,104,368千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 80,710,850	千円 811,518	千円 81,522,368
	2 特別会計繰入金	6,584,206	811,518	7,395,724
歳入合計		105,292,850	811,518	106,104,368

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 105,292,850	千円 811,518	千円 106,104,368
	1 公債費	105,292,850	811,518	106,104,368
歳出合計		105,292,850	811,518	106,104,368

議第159号

平成20年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成20年度滋賀県の流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 688,918千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,508,918千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 10,336,661	△ 千円 57,725	千円 10,278,936
	1 負担金	10,336,661	△ 57,725	10,278,936
5 繰入金		3,585,413	△ 47,320	3,538,093
	1 一般会計繰入金	3,369,124	△ 47,320	3,321,804
6 繰越金		9,687	851,663	861,350
	1 繰越金	9,687	851,663	861,350
8 県債		4,632,100	△ 57,700	4,574,400
	1 県債	4,632,100	△ 57,700	4,574,400
歳入合計		24,820,000	688,918	25,508,918

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 琵琶湖環境費		千円 19,020,321	△ 千円 122,600	千円 18,897,721
	1 流域下水道費	10,977,745	△ 122,600	10,855,145
2 公債費		5,799,679	811,518	6,611,197
	1 公債費	5,799,679	811,518	6,611,197
歳出合計		24,820,000	688,918	25,508,918

第2表 債務負担行為補正

追 加

番号	事 項	期 間	限 度 額
7	流域下水道建設事業 (東北部長浜第二幹線管 渠工事)	平成21年度から 平成22年度まで	650,000千円

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
流域下水道建設事業費	2,145,600 ^{千円}	2,087,900 ^{千円}
計	4,632,100	4,574,400

議第159号 平成20年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第160号

平成20年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

(総 則)

第1条 平成20年度滋賀県の工業用水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(資本的収入および支出)

第2条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額884,021千円は、減債積立金432,529千円、過年度分損益勘定留保資金 432,905千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額18,587千円で補てんするものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資本的収入		千円 228,700	千円 △ 38,573	千円 190,127
	1 企業債	64,000	△ 12,000	52,000
	2 補助金	62,700	△ 12,500	50,200
	4 諸収入	62,000	△ 14,073	47,927

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資本的支出		千円 1,121,500	千円 △ 47,352	千円 1,074,148
	1 建設改良費	510,808	△ 47,352	463,456

(企業債)

第3条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
南部工業用水道改良事業費	千円 64,000	千円 52,000
計	64,000	52,000

議第160号
平成20年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

議第161号

平成20年度滋賀県上水道供給事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成20年度滋賀県の上水道供給事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入および支出)

第2条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,916,012千円は、減債積立金1,062,113千円、建設改良積立金 225,000千円、過年度分損益勘定留保資金 576,930千円、当年度分損益勘定留保資金 823,571千円、当年度利益剰余金処分類 108,643千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 119,755千円で補てんするものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 収 入		千円 1,688,200	千円 △ 76,324	千円 1,611,876
	1 企 業 債	1,333,000	△ 80,000	1,253,000
	5 諸 収 入	83,749	3,676	87,425

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 支 出		千円 4,602,200	千円 △ 74,312	千円 4,527,888
	1 建 設 改 良 費	2,699,863	△ 74,312	2,625,551

(債務負担行為)

第3条 債務負担行為をすることができる限度額を、次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
南部上水道改良事業 (集中監視設備・中央 監視制御設備更新工事)	平成21年度から 平成22年度まで	774,060千円	平成21年度から 平成22年度まで	1,363,820千円

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
東 南 部 上 水 道 改 良 事 業 費	千円 900,000	千円 820,000
計	1,333,000	1,253,000

(利益剰余金の処分)

第5条 当年度利益剰余金のうち 108,643千円は、次のとおり処分するものと定める。

- | | |
|-------------|----------|
| (1) 減債積立金 | 71,333千円 |
| (2) 建設改良積立金 | 37,310千円 |

上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

議第162号

マザーレイク滋賀応援寄附条例案

上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

マザーレイク滋賀応援寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、琵琶湖の自然と滋賀の豊かな歴史的文化的資産を次の世代に引き継ぐために滋賀県の取組を応援しようとする個人または団体から広く寄附金を募り、これを財源として事業を実施することにより、滋賀の魅力ある地域づくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 前条の寄附金を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 琵琶湖に関する次に掲げる事業

- ア 琵琶湖の総合保全に関する事業
- イ 琵琶湖における環境学習および体験学習に関する事業
- ウ 琵琶湖に対する総合的な理解を深めるための事業

(2) 滋賀の豊かな歴史的文化的資産に関する次に掲げる事業

- ア 歴史的文化的資産の保存に関する事業
- イ 歴史的文化的資産の活用に関する事業

(寄附金の使途指定)

第3条 この条例に基づく寄附をしようとする者は、あらかじめ、前条各号に規定する事業のうち、自らの寄附金を財源として実施する事業を指定することができる。

2 この条例に基づき受領した寄附金のうち、前項の規定による事業の指定がない寄附金については、知事が事業（前条各号に規定する事業に限る。）の指定を行うものとする。

(基金の設置)

第4条 この条例に基づき受領した寄附金の適正な管理および運用を行い、第2条に規定する事業の推進を図るため、マザーレイク滋賀応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第5条 基金として積み立てる額は、この条例に基づき受領した寄附金の額を基準として、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
(運用益金の処理)

第7条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。
(繰替運用)

第8条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
(処分)

第9条 知事は、第2条に規定する事業に必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。
(運用状況の公表)

第10条 知事は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。
(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成20年5月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に受領した寄附金に相当する額の全部または一部を基金として積み立てる場合においては、第3条第2項の規定の例により、事業の指定を行うものとする。

議第163号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(24)の項中「栗東市、野洲市および」を削り、同表(25)の項中「栗東市、野洲市、」を削り、同表(27)の項中「栗東市、野洲市および」を削り、同表(28)の項中「栗東市、野洲市、」を削り、同表(47)の項中「彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市、湖南市、東近江市および米原市」を「市（大津市および高島市を除く。）」に改め、同表(48)の項中「栗東市、野洲市、」を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の別表(24)の項、(27)の項および(47)の項に規定する事務に係る法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたはこの条例の施行の日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては栗東市または野洲市の長が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令の適用については、栗東市もしくは野洲市の長がした処分その他の行為または栗東市もしくは野洲市の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

議第164号

滋賀県収入証紙条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県収入証紙条例の一部を改正する条例

滋賀県収入証紙条例（昭和39年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1号中「、第71号、第72号」を削り、同表中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 滋賀県特殊な車両の通行許可申請手数料条例（昭和47年滋賀県条例第25号）に規定する手数料

付 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。ただし、別表中第2号を第3号とし、第1号の次に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

議第165号

滋賀県興行場法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県興行場法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県興行場法施行条例（昭和59年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号を次のように改める。

(7) 喫煙所は、入場者が利用しやすい適当な場所に設置し、煙が観覧場内に流入しない構造とすること。ただし、興行場内での喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい場所に表示する場合は、この限りでない。

第2条第8号中「機械換気設備」の右に「（空気を浄化し、その流量のみを調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。）または空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度および流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。）」を加える。

第3条第2号中「駆除」を「発生および侵入の防止ならびに定期的な駆除」に改め、「定期的」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第166号

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年滋賀県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（社員の表決権に係る情報通信の技術を利用する方法）

第3条の2 法第14条の7第3項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて条例で定めるものは、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第8条の前の見出し中「情報通信」を「申請手続等および書面の保存等に係る情報通信」に改め、同条中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）」を「電磁的方法」に改める。

第9条第1項中「において準用する民法（明治29年法律第89号）第51条第1項、法第28条第1項および法」を「、第28条第1項および」に改め、同条第2項中「において準用する民法第51条第1項、法第28条第1項および法」を「、第28条第1項および」に改める。

付 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

議第167号

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第4号中「空港整備法」を「空港法」に、「第2条第1項」を「第2条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第168号

平成19年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

平成19年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
平成19年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算は、別冊決算書のとおりであるので、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、滋賀県監査委員の意見を付
けて認定を求める。

議第168号
平成19年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

議第169号

平成19年度滋賀県病院事業会計決算の認定を求めるとについて

上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

平成19年度滋賀県病院事業会計決算の認定を求めるとについて

平成19年度滋賀県病院事業会計決算は、別冊のとおりであるので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、滋賀県監査委員の意見を付けて認定を求めると。

議第170号

平成19年度滋賀県工業用水道事業会計決算の認定を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

平成19年度滋賀県工業用水道事業会計決算の認定を求めることについて

平成19年度滋賀県工業用水道事業会計決算は、別冊のとおりであるので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、滋賀県監査委員の意見を付けて認定を求める。

議第171号

平成19年度滋賀県上水道供給事業会計決算の認定を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

平成19年度滋賀県上水道供給事業会計決算の認定を求めることについて

平成19年度滋賀県上水道供給事業会計決算は、別冊のとおりであるので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、滋賀県監査委員の意見を付けて認定を求めらる。

議第172号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。



平成20年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

議第172号
権利放棄につき議決を求めることについて

権利放棄につき議決を求めることについて

県内医療機関等に就職した者に係る県立看護師等養成所授業料資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

1 貸付けの相手方 
 ほか154人

2 金 額 123,375,600 円

(参 考)

259,200円× 10人＝ 2,592,000円

342,000円× 4人＝ 1,368,000円

601,200円× 53人＝ 31,863,600円

684,000円× 8人＝ 5,472,000円

1,026,000円× 80人＝ 82,080,000円

議第173号

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を
求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議
決を求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、平成20年度において県の
行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決
を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額
補助林道事業	米原市	4,500,000 ^円
	木之本町	1,290,000
	計	5,790,000
県営中山間地域総合整備事業	甲賀市	3,932,000
	高島市	16,587,000
	東近江市	1,522,000
	余呉町	6,739,000
	西浅井町	96,000
	計	28,876,000
県営みずすまし事業	守山市	6,849,000
	東近江市	1,625,000
	米原市	44,420,000
	計	52,894,000
県営田園空間整備事業	近江八幡市	2,418,000
	守山市	14,012,000
	野洲市	7,540,000
	米原市	4,711,000
	湖北町	15,938,000
	計	44,619,000

議第173号 県が行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額
県営農地防災事業	近江八幡市	142,000 ^円
	東近江市	217,000
	日野町	285,000
	竜王町	234,000
	計	878,000
単独道路改築事業	大津市	25,280,000
	彦根市	1,689,150
	長浜市	6,650,000
	近江八幡市	12,330,000
	草津市	13,012,000
	守山市	4,595,200
	栗東市	2,508,000
	甲賀市	29,220,000
	野洲市	13,284,800
	湖南市	680,000
	高島市	5,700,000
	東近江市	24,204,000
	米原市	1,500,000
	安土町	486,000
	日野町	11,250,000
	愛荘町	8,490,000
	豊郷町	1,800,000
	多賀町	1,800,000
	虎姫町	768,000
	高月町	873,800
木之本町	435,720	
余呉町	6,300,000	
計	172,856,670	
単独交通安全施設整備事業	大津市	1,000,000
	彦根市	600,000
	草津市	1,000,000
	野洲市	1,400,000
	高島市	1,500,000
	東近江市	600,000

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	計	6,100,000 ^円
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市	7,000,000
	長浜市	1,700,000
	近江八幡市	15,600,000
	野洲市	3,000,000
	多賀町	6,500,000
	西浅井町	7,200,000
	計	41,000,000
補助急傾斜地総合流域防災事業	大津市	8,000,000
	彦根市	4,425,000
	近江八幡市	5,050,000
	栗東市	5,000,000
	湖南市	2,500,000
	高島市	9,000,000
	米原市	4,900,000
	湖北町	4,800,000
	木之本町	3,700,000
	計	47,375,000
補助都市計画街路事業	長浜市	16,666,666
	計	16,666,666
緊急地方道路(街路)整備事業	長浜市	24,750,000
	草津市	70,875,000
	守山市	54,225,000
	甲賀市	6,750,000
	東近江市	29,250,000
	計	185,850,000
単独都市計画街路事業	大津市	3,000,000
	彦根市	1,500,000
	草津市	7,500,000
	守山市	4,500,000
	東近江市	3,000,000
	計	19,500,000
都市公園事業	大津市	3,400,000
	野洲市	4,800,000

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	計	8,200,000円

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

議第174号

国および県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

国および県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第10項および第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、平成20年度において国および県の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額
国営かんがい排水事業	近江八幡市	7,032,000 ^円
	東近江市	80,412,276
	日野町	52,814,286
	竜王町	86,502,558
	計	226,761,120
県営かんがい排水事業	彦根市	5,250,000
	近江八幡市	399,000
	草津市	26,250,000
	守山市	3,696,000
	栗東市	4,578,000
	甲賀市	55,182,000
	野洲市	11,763,000
	湖南市	15,676,000
	高島市	34,019,000
	東近江市	365,000
	米原市	13,981,000
	日野町	444,000
	竜王町	367,000
計	171,970,000	

議第174号 国および県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額
県営経営体育成基盤整備事業	大津市	1,258,000 ^円
	彦根市	7,812,000
	湖南市	6,322,000
	東近江市	52,857,000
	米原市	15,112,000
	愛荘町	1,661,000
	虎姫町	1,375,000
	湖北町	31,162,000
	計	117,559,000
県営農道整備事業	湖南市	12,375,000
	東近江市	15,937,000
	計	28,312,000
県営畑地帯総合農地整備事業	草津市	7,438,000
	計	7,438,000
県営中山間地域総合整備事業	彦根市	18,563,000
	甲賀市	8,528,000
	高島市	9,900,000
	東近江市	7,775,000
	木之本町	179,000
	西浅井町	5,757,000
	計	50,702,000
県営田園空間整備事業	長浜市	12,862,000
	計	12,862,000
県営農地防災事業	甲賀市	47,225,000
	米原市	7,800,000
	計	55,025,000
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。		

議第175号

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求
めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決
を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成20年度において県の
行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めること
につき、議決を求める。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額		
	既 決 額	増 減 額	計
大 津 市	—	119,895,202	119,895,202
彦 根 市	909,407	318,804,728	319,714,135
長 浜 市	738,447	258,872,244	259,610,691
近 江 八 幡 市	—	52,249,744	52,249,744
草 津 市	—	102,835,483	102,835,483
守 山 市	—	213,341,326	213,341,326
栗 東 市	—	156,066,972	156,066,972
甲 賀 市	—	96,345,865	96,345,865
野 洲 市	—	62,732,972	62,732,972
湖 南 市	—	79,955,420	79,955,420
高 島 市	—	41,667,073	41,667,073
東 近 江 市	148,090	159,076,653	159,224,743
米 原 市	355,644	124,675,599	125,031,243
安 土 町	—	10,233,628	10,233,628
日 野 町	—	42,515,317	42,515,317
竜 王 町	—	28,121,678	28,121,678
愛 荘 町	178,679	62,638,464	62,817,143

関係市町名	負担すべき金額		
	既決額	増減額	計
豊郷町	64,896 ^円	22,750,290 ^円	22,815,186 ^円
甲良町	62,895	22,048,739	22,111,634
多賀町	97,488	34,175,546	34,273,034
虎姫町	64,610	22,650,069	22,714,679
湖北町	57,177	20,044,309	20,101,486
高月町	120,073	42,093,048	42,213,121
木之本町	61,466	21,547,631	21,609,097
計	2,858,872	2,115,338,000	2,118,196,872

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

平成20年3月24日議決の「流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第54号）」の金額を改めようとするものである。

議第176号

滋賀県土地開発公社定款の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県土地開発公社定款の変更につき議決を求めることについて

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の施行等に伴い、滋賀県土地開発公社定款を次のとおり変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第14条第2項の規定に基づき、議決を求める。

第7条第5項を次のように改める。

5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項に規定する職務を行う。

第16条第1項第3号中「損益計算書」の右に「、キャッシュ・フロー計算書」を加える。

第17条第1項第1号ア中「（昭和47年法律第66号）」を削り、同項第2号中「第24条」を「第23条」に改める。

第21条中「損益計算書」の右に「、キャッシュ・フロー計算書」を加える。

第23条第2号中「郵便貯金または」を削除する。

付 則

この定款は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

ただし、第7条第5項の改正規定および第17条第1項第1号アの改正規定は、平成20年12月1日から施行する。